

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における

塚田南小学校入学転入学説明会の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン

船橋市教育委員会

<目的>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主な感染経路である①飛沫感染や②接触感染のリスクに応じた対策を講じ、事業を実施する。

	概要	対策
①飛沫感染 人 → 人 (直接感染)	感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、ウイルスが含まれた小さな水滴(飛沫)が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことでおこる感染。飛沫が飛び散る範囲は2m以上。	マスクの着用、対人距離の確保、換気など
②接触感染 人→媒体など→人 (間接的に感染)	ウイルスに直接触れるまたは汚染された物を介して伝播がおこる間接接触による感染のこと。ウイルスが付着した手で口、鼻、眼等をさわること等によってウイルスが体内に侵入し、感染が成立する。	手指消毒、汚染疑いのある箇所の消毒、対人距離の確保、物品共有の回避など

1. 全般的な事項

- (1) 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の発生が原則想定されないこと（マスク着用時は1.5m以上（整列等は1m間隔可）、マスクを外すことが想定される場合は2m以上確保する）
- (2) 大声での発声、声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- (3) その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等）が講じられること
- (4) マスクを外す場合においては、対人距離を2m以上確保し、会話はしない
- (5) 食事中や喫煙時での会話はしない
- (6) マスクは事業関係者、参加者ともに別に定めがない限り着用すること
- (7) 船橋市の方針に従うことを前提とする
- (8) 事業関係者、参加者全員へ本ガイドラインの周知徹底を図ること
- (9) 事業関係者から感染者が出た場合の団体の責務の重大性を考え、事業関係者、参加者で当該感染拡大予防ガイドラインを遵守することを徹底する
- (10) 各種会議など室内で実施する場合は、極力利用時間を減らし（本説明会50分）、利用人数（予約制・保護者対象）を最小限とする。また、こまめな換気(1階扉常時開放)をし、会場への入退室時の手指消毒を徹底する

※事務連絡などがある場合には、事前に責任者にメール等で周知するなどの工夫をする

- (11) 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（受付場所等）に掲示する
- (12) 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する
- (13) 参加者に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策のため情報提供（船橋市が定める利用者カード（利用者名簿）又はそれに相当するもの）を求める。記入した申告書については、説明会参加時に持参し、主催者に提出すること。なお、提出された個人情報の

取り扱いには十分配慮しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（1か月間）を定めて保存しておくこと

(14) 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、主催者（主催者は所管課へ報告）に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること

(15) 事業関係者、参加者ともに厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」を利用すること

2. 事業参加募集時の対応

① 参加者に対し下記事項に該当する場合は参加を見合わせるよう告知し、当日の感染予防策についても事前に伝える

a) 事業当日に体調がよくない場合

- ・ 37.0度以上の発熱又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合
- ・ 息苦しさ、強いだるさの症状がある場合
- ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合

b) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

3. 事業当日の参加受付時の対応

① 受付担当者は、必ず手指消毒をして、マスク着用をする

② 受付担当者は、従事前に検温を行い、発熱（37.0度以上又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合）、咳、咽頭痛、息苦しさ、強いだるさなどの自覚症状がある方は受付だけでなく、イベントに参加できない

③ 人と人が対面することが想定される場合には、適切な感染予防策を講じる（マスク、ビニールシートの設置）

④ すべての事業参加者へ情報提供（船橋市が定める利用者カード（利用者名簿）又はそれに相当するもの）を求める

（代表者がまとめて主催者に提出するか代表者が自身で保存する）

⑤ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと

4. 事業に従事・参加する者への対応

(1) 事業関係者（運営スタッフなど）や参加者への対応

① 体調管理

事業の参加前に検温を行う

参加当日の朝に体調不良（発熱（37.0度以上又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合）、倦怠感など）である関係者は、参加しない。

② 感染予防

a) マスク着用の徹底

b) 入場の際に消毒液での手指消毒を徹底する（各所に消毒液を設置）

c) 各諸室（トイレ、楽屋を含む）は、換気（常時又は30分に1回以上5分程度行う）を行い、マスクを外しての会話や食事はしないこと

d) 施設側と協力して、各諸室の利用後に消毒を行う。また、常時利用する諸室の場合は、1日2～3回程度消毒を行う。

e) 諸室内での運営関係者間の距離は、マスクを着用し、1.5m以上を保つ

f) タオル・ペットボトル・コップ等の共用は避ける

g) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋をし、マスクや手袋を外した後は必ず手指消毒をする

(2) 参加者への対応

① 受付時に検温を行う。参加者に発熱（37.0度以上又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合）、咳、咽頭痛、息苦しさ、強いだるさなどの症状が見られる場合には参加を遠

慮してもらう

- ② 参加の入場制限を行う（対象者を絞る）
- ③ マスク着用の呼びかけを行う
- ④ 会場の入口等に消毒液を設置する
- ⑤ 飲食は極力控え、飲食中の会話はしないよう呼びかけを行う

5. 運営サイドで準備すべき事項の対応

- ① 各会場の入口 ポンプ式の*消毒液（70%アルコール（エタノール））などを設置する
*令和2年9月船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部作成
「正しい知識を身に付けよう！新型コロナウイルスの消毒・除菌」参照
- ② 手洗い場所・洗面所（トイレ）には石鹸を用意する
- ③ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する

6. 参加者が遵守すべき事項

- ① 参加者に対し下記事項に該当する場合は参加を見合わせるよう告知する。また、当日の感染予防策を講じる
 - a) 事業当日に体調がよくない場合
 - ・ 37.0度以上の発熱又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合
 - ・ 息苦しさ、強いだるさの症状がある場合
 - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
 - b) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
※当日の問い合わせのための担当者および連絡先を明確に記載する
※マスクを持参すること
- ② 会場での感染予防策
 - a) 会場の入口等に消毒液を設置する
 - b) 受付時に検温を行うこと
 - c) 手洗い場所・洗面所（トイレ）では石鹸での手洗いに努める
 - d) 事業に必要な用具は可能な限り共用を回避するように努める
 - e) タオルや飲料（ペットボトル・コップ等含む）は自分専用のものを持参し、共用は避けること
 - f) 会話をする場合は、対人距離に注意する（マスク着用）
 - g) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
※上記をふまえ、感染防止に配慮すること
- ③ 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（主催者は所管課へ報告）に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること
- ④ 事業前後のミーティング・会話等においても、三つの密を避けること
- ⑤ 飲食や喫煙時については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話はしない
- ⑥ ゴミ、食べ残し、飲み残したものは持ち帰ること

令和2年10月16日作成

参加者の感染防止策チェックリスト

船橋市教育委員会

【参加者が遵守すべき事項】

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - ・ 37.0 度以上の発熱又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合
 - ・ 息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
 - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
 - ・ 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

- マスクを持参すること（参加受付時には マスクを着用すること）

- 会場での感染予防策
 - ・ 会場の入口で手指消毒を行うこと
 - ・ 受付時に検温を行うこと
 - ・ 手洗い場所・洗面所（トイレ）では石鹸・ハンドソープでの手洗いにつとめること
 - ・ 参加者は自身のハンカチまたはタオルを持参すること
 - ・ 説明会に必要な用具は可能な限り共用を回避するように努めること
 - ・ 会話をする場合は、対人距離に注意する（マスク着用）
 - ・ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと

- 事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（主催者は所管課へ報告）に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること

- 飲食をする際、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話はしない

- ゴミ、食べ残し、飲み残したものは持ち帰ること